

青森県報

第九百六十号

令和七年
九月一日
(月曜日)

目次

告示

○構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(地域企業支援課) ……
○大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……
○特定漁港漁場整備事業計画変更の公表……………(漁港漁場整備課) ……
○砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) ……

告示

青森県告示第四百五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第三項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

令和七年九月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社 建築住宅 センター	青森市本町四丁目 五の五	一 青森市本町四丁目五の五 二 弘前市大字駅前三丁目一五の五 三 八戸市北インター工業団地一丁目四の三八戸インテリジエントプラザ内	令和七年六月一六日
変更後			一 青森市本町四丁目五の五 二 弘前市大字駅前三丁目一五の五 三 八戸市大字河原木字北沼一の一三一	

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年九月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂青森新城店
青森市大字新城字平岡二五九の六四 外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七

代表取締役 西郷孝一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七

代表取締役 西郷孝一

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年四月十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二七六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四二台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

三二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社薬王堂

開店時刻 午前七時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和七年八月十四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和七年九月一日から令和八年一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年一月五日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年九月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂青森蓬田店

東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一八五の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七

代表取締役 西郷孝一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口の敷数及び位置	出入口三箇所(位置は、届出書添付図のとおり)	令和七・九・三
		出入口二箇所(位置は、届出書添付図のとおり)	

四 届出年月日

令和七年八月十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び蓬田村役場

2 期間

令和七年九月一日から令和八年一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、蓬田村役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年一月五日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十七条第十項の規定により、佐井地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び青森県下北農林水産事務所むつ水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

砂利採取業務主任者試験の施行

令和七年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公告する。

令和七年九月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の期日及び場所

1 期日等 令和七年十一月十四日(金) 午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

- 1 砂利の採取に関する法令
- 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

令和七年九月二十四日（水）から同年十月七日（火）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一 県庁北棟三階
青森県県土整備部河川砂防課水政グループ

五 提出書類

- 1 受験願書 一通
- 2 写真 一枚（写真の大きさは、縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像とし、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
- 六 受験手数料
七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼り付けて納入する。消印してはならない。）
- 七 その他
- 1 受験願書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課及び各県土整備事務所において配布するとともに、青森県ホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/index.html>）において入手することが可能。
- 2 受験願書の用紙の郵送を希望する場合は、返送先を明記し、百十円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県県土整備部河川砂防課に送付すること。
- 3 出願者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭